

令和4年度第2回三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金

《通常枠》・《原油価格・物価高騰対応枠》

(中小企業等対象)

【 公募案内 】

【公募期間】

※枠によって締切日が異なりますのでご注意ください

① 《通常枠》

令和4年7月8日(金)～令和4年7月28日(木)まで(消印有効)

② 《原油価格・物価高騰対応枠》

令和4年7月8日(金)～令和4年8月10日(水)まで(消印有効)

【補助対象事業等】 詳しくは2ページ「3 補助対象事業」を参照ください

- ◆《通常枠》…新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って行う生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上等の取組
- ◆《原油価格・物価高騰対応枠》…原油価格や物価の高騰の影響を受ける中であっても前向きなビジョンを持って行う生産性向上や業態転換による自社のステップアップにつながる意欲的な経営向上等の取組

原油価格・物価高騰対応枠での補助対象経費は、本事業の成果に資する事業費のみに限定されます(申請時の支出計画書に記載された経費が、該当事業の補助対象経費と認められない場合は、相当分を補助対象外として除外します)。これまでの生産性向上・業態転換に係る事業は通常枠の対象となります。

〔 目 次 〕

1	補助事業の目的	1
2	申請対象者	1
3	補助対象事業	2
	（1）《通常枠》における補助対象事業	2
	（2）《原油価格・物価高騰対応枠》における補助対象事業	2
4	補助対象期間と補助率・補助限度額	3
	（1）補助対象期間	3
	（2）補助率・補助限度額	3
5	補助対象経費等	3
	（1）補助対象経費	3
	（2）補助対象とならない経費	4
6	申請手続き等の概要	5
	（1）公募期間 ※締切が異なりますので、ご注意ください。	5
	（2）申請方法	5
	（3）申請書類	5
	（4）採否決定審査に関すること	5
	（5）公募から補助金支払いまでの流れ	6
7	留意事項	7
	（1）事業全般に係る留意事項	7
	（2）事業実施に係る留意事項	7
	（3）その他	7
8	問合せ先	8

1 補助事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、早期の需要回復や利益の確保の見通しが立たない中、原油価格や物価高騰の影響への対応を迫られている企業が増加しています。

こうした状況に鑑み、本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って行う生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上等の取組（《通常枠》の対象となります）に対して支援することを目的とします。

また、中小企業等が原油価格や物価の高騰の影響を受ける中であっても前向きなビジョンを持って、生産性向上や業態転換による自社のステップアップにつながる取組にチャレンジする、意欲的な経営の向上等の取組（《原油価格・物価高騰対応枠》の対象となります）を支援することを目的とします。

2 申請対象者

三重県内に主たる事務所、または事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、《通常枠》においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者、《原油価格・物価高騰対応枠》では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けた者。

※それぞれの事業枠の併用申請の場合は、異なった補助事業計画でなければなりません。補助事業計画が同一とみなされる場合は、いずれの申請書とも審査の対象となりません。また、同一事業者からの応募は、それぞれの枠で1件とします。

※〔三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者〕

(1) 中小企業者（会社及び個人の基準）

業 種	従業員数	常時使用する従業員には、事業主・法人の役員、臨時の従業員を含みません
製造業・建設業・運輸業等	500人以下	
卸売業	400人以下	
サービス業（下記以外）	300人以下	
ソフトウェア業	500人以下	
情報処理サービス業		
旅館業		
小売業	300人以下	

(2) 組合及び連合会等

組 合 及 び 連 合 会 等	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	直接または間接の構成員の2/3が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までに該当するもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること

○従業員数について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員（専従者等）
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の従業員
- ・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等

①日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者

②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

3 補助対象事業

(1) 《通常枠》における補助対象事業

(生産性向上や業態転換に向けて実施する次に掲げる事業)

- ①生産性向上のためのD Xの導入
- ②省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
- ③需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- ④新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
- ⑤新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化
- ⑥新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
- ⑦サプライチェーン強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築
- ⑧その他、中小企業等が実施する生産性向上、業態転換の意欲的な経営向上の取組で、公益財団法人三重県産業支援センター理事長が適当と認めるもの

【具体的な事業の例】

- リモートワーク環境整備や生産ラインの遠隔管理システム整備等、D Xの導入
- 時間当たりの製造量を増強するための生産性の高い加工機器の導入
- 食品製造・販売事業者が製造過程で生成される成分を活用した、新たな化粧品の製造・販売
- 顧客層の拡大を図るためのネット通販サイトの改良
- 企業向けから個人向け販売に事業の重心を切り替えるための事業再構築
- サプライチェーン強靱化に向けて製造工程を一部外注から内製に切り替えるための機械装置等の導入

(2) 《原油価格・物価高騰対応枠》における補助対象事業

(原油価格・物価高騰に対応するため、生産性向上や業態転換に向けて実施する次に掲げる事業)

- ①原油価格・物価高騰に対応した生産性向上のためのD Xの導入
- ②原油価格・物価高騰に対応する省力化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
- ③原油価格・物価高騰の影響を受けにくい分野に事業シフトして収益の柱を作る事業再構築
- ④原油価格・物価高騰に対応するための新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
- ⑤原油価格・物価高騰に対応するための省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する設備等の導入
- ⑥原油価格・物価高騰に対応したサプライチェーン強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築
- ⑦その他、中小企業等が実施する原油価格・物価高騰に対応するための生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上の取組で、公益財団法人三重県産業支援センター理事長が適当と認めるもの

【具体的な事業の例】

- 省エネ型設備の導入や生産ラインの効率化によるエネルギー使用量の削減
- エネルギー単位当たりの製造量を増強するための生産性の高い加工機器の導入
- サプライチェーン強靱化のための製造工程を一部外注から内製に切り替えるための機械装置等の導入
- 製造時における原材料のロス削減や副産物の活用に向けた取組
- 再生可能エネルギーや新エネルギー導入に向けた設備導入
- 事業者における自家消費型生成エネルギー発電設備の導入
- 既存設備の高性能省エネ設備への更新
- 製品の省エネ化に向けた改良
- 物流の配送システム導入による協同配送実施や倉庫の効率化
- 調達量や価格が安定しない輸入原材料の内製化

4 補助対象期間と補助率・補助限度額

(1) 補助対象期間

補助対象期間は、両梓事業とも、交付決定日から令和5年1月11日（水）までです。したがって、当該期間において発注・契約、納品、支払を完了する必要があり、これらのいずれか一つでも当該期間の前、もしくは後になった場合は、補助対象事業として認められません。本補助金の申請にあたっては、事業実施期限までに納品・支払等が確実に完了できる事業計画である必要があります。

(2) 補助率・補助限度額

① 《通常枠》

- 補助率：補助対象経費の1／2以内
- 補助金額：50万円（下限）～200万円（上限）

② 《原油価格・物価高騰対応枠》

- 補助率：補助対象経費の2／3以内
- 補助金額：50万円（下限）～400万円（上限）

※①、②いずれも補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業に係る対象経費として、通常の事業取引と他の取引と区分して別途経理され、かつ、証拠書類によってその取引内容や金額等が明確に確認できなければなりません。

特に、《原油価格・物価高騰対応枠》での補助対象経費は、本事業の成果に資する事業費のみに限定されます（申請時の支出計画書に記載された経費が、該当事業の補助対象経費と認められない場合は、相当分を補助対象外として除外します）。

具体的な補助対象経費は、事業の遂行に直接必要な次の各費目に係る経費が対象となります。補助事業の実施に当たっては、見積書の徴取、発注（契約）、納品、請求、支払について、補助対象事業の取引のみを対象とし、補助対象事業以外の取引と混同しないでください。また、補助対象事業の取引とそれ以外の取引が混在している見積書、発注書、納品書、請求書等は、補助対象事業の取引内容や金額等が特定できないため、補助事業と特定できる証拠書類とはなりませんのでご注意ください。

費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、チラシ、フライヤー等のデザイン費や印刷費、及びこれら制作物の配布に係る費用 ・ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修をするために要する費用等。ただし、<u>更新、改修については、既存物と明瞭に異なる成果が得られることを要するため、実績報告時において更新、改修後の成果物とともに、更新、改修前の既存物の提出を求め、その成果を審査します。</u> <p>※配布物や情報発信については、補助対象期間に配布、発信されたものに係る費用のみ補助対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ×事業所名のみをPRするための看板制作等の費用 ×求人広告
展示会等出展費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展ブース代、展示会参加費、運搬費等（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ×展示会・商談会に参加するための旅費・宿泊費 ×販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらない展示会・商談会等への参加に係る全ての費用
開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品開発費、パッケージデザイン費等 	<ul style="list-style-type: none"> ×試作品製造等に係る原材料、パッケージの印刷等の費用

費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
借料	<ul style="list-style-type: none"> ・機器、設備、備品、ソフトウェア（ライセンス期間に定めのあるもの）等のリース料・レンタル料等 ※賃貸借等契約期間のうち補助対象期間に支払われた費用のみ補助対象（発注日は交付決定日以降のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ×土地・建物・施設等の賃借料（駐車場代を含む）
機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器、設備、備品、通信機器等の購入費 自動車等車両は対象外。ただし、調理、または冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両は対象 ※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。 ① 購入単価が50万円未満（税抜）であること ② 2者以上から見積書を徴取すること 	<ul style="list-style-type: none"> ×10万円（税抜）未満の設備、機器、備品等の取得費 ×福利厚生のための設備、装飾品等 ×既に導入しているソフトウェアの更新料 ×車両
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装費、委託費、教育訓練費等 	<ul style="list-style-type: none"> ×建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得 ×建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕費
他	上記のほか、理事長が特に必要と認める経費	

（2）補助対象とならない経費

前記の各費目に係る「補助対象とならない経費」のほか、次の①～⑱に掲げる経費は補助対象となりません。

なお、補助金額の確定審査において、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費を補助対象経費から除外します。

- ① 補助事業の目的に合致しないもの
- ② 必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ③ 自社内部の取引及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ④ 機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う、当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）に係る費用等
- ⑤ オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ⑥ 役員報酬、人件費
- ⑦ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑧ 名刺や文房具などの事務用品、その他の消耗品
- ⑨ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑩ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑪ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑫ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑬ 公租公課
- ⑭ 各種保証料・保険料・保守料
- ⑮ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑯ 免許・特許等の取得・登録費・諸資格取得費
- ⑰ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ⑱ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 申請手続き等の概要

(1) 公募期間 **※締切が異なりますので、ご注意ください。**

① 《通常枠》

令和4年7月8日(金)～令和4年7月28日(木) ※消印有効

② 《原油価格・物価高騰対応枠》

令和4年7月8日(金)～令和4年8月10日(水) ※消印有効

(2) 申請方法

申請書の提出は、下記の【申請書提出先】宛に郵送してください。持参、FAX、電子メール及び「三重県電子申請システム」による申請は受け付けられません。

【申請書提出先】

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課
三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 係

(3) 申請書類

申請書類は、以下の①～⑥について各1部を提出してください。

申請書類の様式は、三重県ホームページからダウンロードしてください。申請様式の送付を希望される場合は、「8 問合せ先」(8ページ)までご連絡ください。なお、提出された書類は、審査のためにのみ使用し、不採択となった場合も返却しませんので、ご了承ください。また、内容について問い合わせる場合がありますので、必ずコピー等控えを備えてください。

- | |
|--|
| <p>①補助金交付申請書(第1号様式)</p> <p>②経営向上計画書(第1号様式の2)</p> <p>③支出計画書(第1号様式の3)</p> <p>④役員等に関する事項(第1号様式の4)</p> <p>⑤直近1期分の財務諸表の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、貸借対照表、損益計算書・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書 <p>⑥法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し
(交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの)</p> |
|--|

(4) 採否決定審査に関すること

①審査方法・基準

審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容について次の審査基準に基づき実施します。

※「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」、「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」並びに「三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金」において、補助金交付要領の違反事実のあった事業者は審査の対象となりません。

○ 《通常枠》の審査基準

- ①必要性：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応した取組であるか。
- ②目的性：コロナ禍の現状のみならず、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものとなっているか。
- ⑤合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

○《原油価格・物価高騰対応枠》の審査基準

- ①必要性：原油価格・物価高騰に対応した取組として必要な生産性向上・業態転換の取組であるか。
- ②目的性：原油価格・物価高騰の影響に対応するためのビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものになっているか。
- ⑤合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

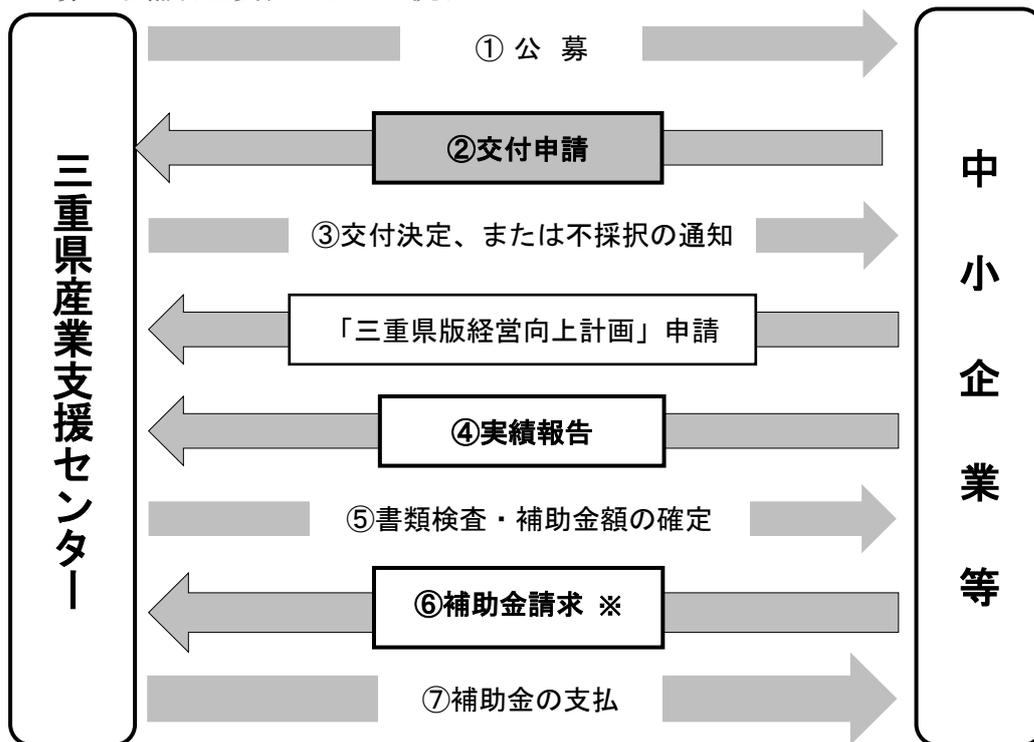
※《原油価格・物価高騰対応枠》においては、省エネルギーや、新エネルギーの活用等の効果、物価の高騰に対応したものとなっているかも重要な観点となります。

※《通常枠》では、これまでの三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金の採択事業者でない者及び新規申請者については、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を幅広く支援するため、加点措置を行います。なお、《原油価格・物価高騰対応枠》については加点措置は行いません。

②審査結果の通知

審査により採択・不採択を決定後、速やかに「交付決定通知」、または「不採択通知」の文書を申請者全員に郵送します。

(5) 公募から補助金支払いまでの流れ



※本補助金の支払いは、原則、補助金額を確定（上図⑤）した後になりますが、理事長が必要と認めるときは、交付決定額の2分の1以内において概算払を受けることができます。

7 留意事項

(1) 事業全般に係る留意事項

- ①『三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金交付要領(※1)』を遵守するとともに、『補助事業実施の手引き(※2)』を熟読し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。
※1) 三重県ホームページから確認できます。
※2) 交付決定日(令和4年8月中旬)以降、三重県ホームページから確認できます。
- ②不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ③同一事業者が同一内容で本制度以外の国・市町等が助成する他の制度(補助事業や委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。
- ④補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額は、補助対象経費から除外して算出してください(ただし、免税事業者及び簡易課税事業者はこの限りではありません)。
- ⑤代表者及び法人の場合はその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役、監査役、またはこれらに準ずる者を言い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役、またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者)が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。

(2) 事業実施に係る留意事項

- ①補助対象経費の支払方法は、銀行振込が原則です。補助金執行の適正性確保のため、1取引10万円超の現金払いは認められません。また、小切手・手形による決済は認められません。クレジットカードによる支払は、当該法人、または個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引落が確認できる場合のみ認められます(納品日や完了日が補助対象期間中であっても口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象となりません)。決済は法定通貨とします。
- ②発注先(委託先)の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を徴取してください。特に1件あたり100万円以上となる場合については、必ず2者以上から見積書を徴取してください。
- ③交付決定を受けた後、経費の配分や内容の変更をしようとする場合、または本事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。また、変更の場合は、変更承認の通知を受け取った日以降でなければ、変更に係る事業の実施(発注・契約等)はできません。
- ④本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または令和5年1月31日(火)のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出する必要があります。
- ⑤本事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- ⑥本補助金は、会計上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(3) その他

- ①交付決定後、補助事業者の名称及び所在地(市町)について三重県ホームページで公表します。
- ②物品の購入や発注は、可能な限り三重県内の事業者を活用してください。

③補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を策定し、速やかに（遅くとも令和4年9月末までに）提出し、令和4年度内に認定を受けてください。

※三重県版経営向上計画については、三重県ホームページ右上のサイト内検索で
 にて検索してください。

8 問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課
三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 係
電話：059-253-1281 / F A X：059-228-3800
※問合せは、平日午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）
E-mail:tenkan@miesc.or.jp / HP:https://www.miesc.or.jp

※申請書類等様式、記載例等は、三重県ホームページ右上のサイト内検索で
 にて検索してください。